【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年11月17日

【事業年度】 第62期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

 【会社名】
 イサム塗料株式会社

 【英訳名】
 Isamu Paint Co., Ltd.

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長 北村 健

【本店の所在の場所】 大阪市福島区鷺洲2丁目15番24号

【電話番号】 (06)6458-0036

【事務連絡者氏名】 取締役総務担当 北村 倍章

【最寄りの連絡場所】 大阪市福島区鷺洲2丁目15番24号

【電話番号】 (06)6458-0036

【事務連絡者氏名】取締役総務担当 北村 倍章【縦覧に供する場所】株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第62期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(9) 当社は株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(訂正後)

- (9) 当社は株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。
- (10) 当社は、取締役及び監査役が、職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で、取締役及び監査役の責任を免除できる旨を定款に定めております。